

令和2年度第1回荒川区児童福祉審議会
次 第

日時：令和2年7月10日(金)
18時30分～19時40分
会場：区役所 5階 大会議室

次 第

開 会

- 1 委員委嘱について
- 2 委員紹介について
- 3 荒川区児童福祉審議会について
- 4 委員長及び副委員長の選任について
- 5 議 事
 - (1) 部会の設置について
 - ・ 里親部会の設置
 - ・ 権利擁護部会の設置
 - ・ 保育部会の設置
 - ・ 児童虐待死亡事例等検証部会の設置
 - (2) 部会における議決について
- 6 荒川区子ども家庭総合センター（荒川区児童相談所）について

閉 会

配付資料

- | | |
|-------|------------------|
| 資料1 | 荒川区児童福祉審議会委員名簿 |
| 資料2-1 | 荒川区児童福祉審議会条例 |
| 資料2-2 | 荒川区児童福祉審議会条例施行規則 |
| 資料3 | 荒川区児童福祉審議会部会設置要綱 |
| 資料4 | 部会について |

資料1

令和2年度荒川区児童福祉審議会 委員名簿及び部会員案

(敬称略)

氏名	役職等	里親部会	権利擁護部会	保育部会	児童虐待死亡事例等検証部会
河津 英彦	社会福祉法人友愛学園理事長 子どもの虐待防止センター副理事長 元東京都子ども家庭部長・玉川大学教育学部長				○
川松 亮	明星大学人文学部福祉実践学科常勤教授 元厚生労働省児童福祉専門官		○		
奥田 晃久	明星大学教育学部教育学科特任教授 元東京都児童相談所長	○			
鈴木 崇之	東洋大学ライフデザイン学科生活支援学科教授	○			
師岡 章	白梅学園大学子ども学部教授			○	
須永 美紀	こども教育宝仙大学こども教育学部教授			○	
片倉 昭子	社会福祉法人子どもの虐待防止センター理事 都内児童養護施設第三者委員		○		
玉井 邦夫	大正大学心理社会学部 臨床心理学科教授				○
池田 清貴	弁護士	○			
掛川 亜季	弁護士		○		
後藤 啓二	弁護士				○
松岡 郁美	小児科医 荒川区医師会理事		○		
金子 織善	小児科医 荒川区医師会理事				○
阿部 哲夫	精神科医 荒川区医師会理事				○
成重 竜一郎	児童精神科医	○			
齋藤 美江子	児童養護施設長	○	○		
中村 聡	一級建築士			○	
増田 茂行	税理士・中小企業診断士			○	
大内 康弘	社会保険労務士			○	

【関係部課】

氏名	所属
青山 敏郎	子ども家庭部長
浦田 寛士	保育課長
野村 文和	保育調整担当課長
石塚 健市	子ども家庭総合センター所長
清水 孝教	子ども家庭総合センター支援調整管理監
小堀 明美	子ども家庭総合センター副所長
鈴木 清	子ども家庭総合センター児童心理専門監

【事務局】

氏名	所属
谷井 千絵	子育て支援課長
吉田まゆみ	子育て支援課管理調整係長
鍛冶 允	子育て支援課調整担当係長
河津 美香	子育て支援課管理調整係
高安 謙宏	子育て支援課管理調整係
長谷川恵子	子育て支援課管理調整係

荒川区児童福祉審議会条例

令和 2 年 3 月 2 5 日
荒川区条例第 3 号

(設置)

第 1 条 児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 8 条第 3 項及び児童福祉法施行令（昭和 2 3 年政令第 7 4 号）第 4 5 条の 3 第 4 項並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 1 8 年法律第 7 7 号）第 2 5 条の規定に基づき、区長の附属機関として、荒川区児童福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 2 0 人以内をもって組織する。

2 審議会において、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時委員は、前条第 2 項に規定する特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 審議会に、委員の互選による委員長及び副委員長各 1 人を置く。

2 委員長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第 5 条 審議会は、委員長が招集する。

(会議)

第 6 条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取)

第 7 条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は委員以外の者から必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(部会)

第9条 審議会は、必要に応じて、部会を置くことができる。

- 2 各部会に、委員の互選による部会長1人を置く。
- 3 第5条から第7条までの規定は、部会の会議について準用する。
- 4 審議会は、その議決により、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、荒川区規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年7月1日から施行する。
- 2 荒川区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年荒川区条例第22号）の一部を次のように改正する。

荒川区児童福祉審議会条例施行規則

令和2年6月30日
荒川区規則第33号

(趣旨)

第1条 この規則は、荒川区児童福祉審議会条例(令和2年荒川区条例第3号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(会議の公開)

第2条 審議会は、公開とする。ただし、委員長が公開することが適当でないと認めるときは、この限りではない。

(部会)

第3条 条例第9条に規定する部会の構成員(以下「部会員」という。)は、委員及び臨時委員のうちから委員長が指名する。

2 部会長は、部会の事務を総理し、部会の調査審議の経過及び結果を審議会に報告する。

3 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する部会員がその職務を代理する。

(庶務)

第4条 審議会の庶務は、子ども家庭部子育て支援課において処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この規則は、令和2年7月1日から施行する。

荒川区児童福祉審議会部会設置要綱

令和 2 年 6 月 3 0 日 制定
(2 荒子 子 第 9 3 8 号)
(副 区 長 決 定)

(趣 旨)

第 1 条 荒川区児童福祉審議会条例 (令和 2 年荒川区条例第 3 号。以下「条例」いう。) 第 1 条に規定する荒川区児童福祉審議会 (以下「審議会」という。) に、条例第 9 条第 1 項の規定に基づき設置する部会の運営について、必要な事項を定めるものとする。

(常 設 の 部 会)

第 2 条 審議会に、部会として里親部会、権利擁護部会、保育部会及び児童虐待死亡事例等検証部会を置く。

2 里親部会の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 児童福祉法施行令 (昭和 2 3 年政令第 7 4 号。以下「令」という。) 第 2 9 条に基づき、里親 (児童福祉法 (昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号。以下「法」という。) 第 6 条の 4 に規定する里親をいう。以下同じ。) の認定をするに当たって、諮問を受けて答申すること。

(2) 里親の登録の更新又は継続が不相当と認められる者及び適否の確認を要する者について、当該登録の更新又は継続に当たって、諮問を受けて答申すること。

(3) 里親の登録の更新を行ったときに報告を受けること。

3 権利擁護部会の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 令第 3 2 条第 1 項に規定する児童又はその保護者の意向が当該措置と一致しない場合その他子ども家庭総合センター所長が必要と認める場合に諮問を受けて答申すること。

(2) 法第 3 3 条の 1 5 第 2 項の規定による被措置児童等虐待 (法第 3 3 条の 1 0 に規定する被措置児童等虐待をいう。) に係る措置についての報告を受け、法第 3 3 条の 1 5 第 3 項に規定するその報告に係る意見を述べること。

(3) 児童虐待の防止等に関する法律 (平成 1 2 年法律第 8 2 号。以下「児童虐待防止法」という。) 第 9 条第 1 項の規定による立入り及び調査又は質問並びに法第 3 3 条第 1 項及び第 2 項の規定による一時保護の実施状況等の報告を受けること。

4 保育部会の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 法第 3 4 条の 1 5 第 4 項の規定に基づき、同条第 2 項に規定する認可をするに当たって、諮問を受けて答申すること。

(2) 法第 3 5 条第 6 項の規定に基づき、同条第 4 項に規定する認可をするに当たって、諮問を受けて答申すること。

(3) 法第 4 6 条第 4 項の規定に基づき、事業停止命令を行うに当たって、諮問を受けて答申すること。

(4) 法第 5 9 条第 5 項の規定に基づき、事業停止命令又は閉鎖命令を行うに当たって

て、諮問を受けて答申すること。

(5) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第17条第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する認可を行うに当たって、諮問を受けて答申すること。

(6) 認定こども園法第21条第2項の規定に基づき、同条第1項の規定により事業停止命令又は閉鎖命令を行うに当たって、諮問を受けて答申すること。

(7) 認定こども園法第22条第2項の規定に基づき、同条第1項の規定による取消しを行うに当たって、諮問を受けて答申すること。

5 児童虐待死亡事例等検証部会の所掌事項は、児童虐待防止法第4条第5項に規定する児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例を分析するとともに、その事例の分析に基づき児童虐待の予防、早期発見等の事項の調査研究及び検証を行うものとする。

6 前各項に定めるもののほか、部会は、委員長（条例第4条第2項に規定する委員長をいう。）又は部会長（条例第9条第2項に規定する部会長をいう。以下同じ。）が必要と認める事項を調査審議することができる。

（臨時の部会）

第3条 前条に規定する部会のほか、審議会は、調査審議に係る事項の専門性等に応じて臨時に部会を設置することができる。

（議事録）

第4条 部会長は、次に掲げる事項を記載した議事録（以下「議事録」という。）を作成し、保存するものとする。

(1) 部会の開催年月日及び開催場所

(2) 出席した委員、臨時委員等の氏名

(3) 部会に付した議題

(4) 議事の顛末

(5) 前各号に掲げるもののほか、部会の経過に関する事項

2 議事録には、部会長及び部会長が部会において指名する委員1名が署名するものとする。

3 議事録は、非公開とする。ただし、部会長において必要があると認めた場合は、公開とすることができる。

（委員等の除斥）

第5条 委員及び臨時委員は、自己に直接の利害関係のある事項については、その議事に加わることができない。ただし、部会の同意があったときは、部会に出席し、発言することができる。

(庶務)

第6条 部会の庶務は、子ども家庭部子育て支援課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

部会について

1 里親部会

(1) 設置目的

児童福祉法施行令第29条により、里親の認定をするときには、児童福祉審議会の意見を聴かなければならないとされている。

これらの事項の審議にあたっては、個別のケースについて、専門的な見地から詳細かつ迅速に検討することが必要であるため、里親部会を設置し、審議を行う。

(2) 所掌事項

- ①里親の認定の適否について、諮問を受けて答申すること。
- ②里親登録の更新・継続について、諮問を受けて答申すること。
- ③里親の登録の更新を行ったときに報告を受けること。

2 権利擁護部会

(1) 設置目的

児童福祉法第27条第6項、児童福祉法施行令第32条の規定により、児童に対して施設入所などの措置をとる場合において、児童や保護者の意向がその措置と一致しないとき、又は必要と認めるときは、児童福祉審議会の意見を聴かなければならないとされている。

また、児童福祉法第33条の15第2項の規定により、被措置児童等虐待に係る通告を受けて措置を講じたときは、児童福祉審議会に報告しなければならないとされている。児童福祉審議会は報告を受けた事項について意見を述べることができる。(児童福祉法第33条の15第3項)

これらの事項の審議にあたっては、個別のケースについて、法律、医療、心理、児童福祉などの見地から詳細かつ迅速に検討することが必要であるため、権利擁護部会を設置し、審議を行う。

(3) 所掌事項

- ①児童相談所のとるべき措置等について諮問を受けて答申すること。
 - ・施設入所などの児童相談所の措置が児童や保護者の意向と一致しない事例
 - ・児童相談所長が必要と認める事例
 - ・子どもの権利擁護事業において特に困難な事例
- ②被措置児童等虐待に係る措置について報告を受けること、及びその措置について意見を述べること。

3 保育部会

(1) 設置目的

児童福祉法第35条第6項等により、保育所の設置認可等をするときには、あらかじめ児童福祉審議会の意見を聴かなければならないとされている。

これらの事項の審議にあたっては、専門的な見地から詳細かつ迅速に検討することが必要であるため、保育部会を設置し審議を行う。

(2) 所掌事項

- ①保育所設置認可にあたって、諮問を受けて答申すること。
- ②保育所に対する事業停止命令を行うにあたって、諮問を受けて答申すること。
- ③認可外保育施設に対する事業停止命令又は閉鎖命令を行うにあたって、諮問を受けて答申すること。

4 児童虐待死亡事例等検証部会

(1) 設置目的

児童虐待の防止等に関する法律第4条第5項により、地方公共団体は児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに、児童虐待防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証を行うものとされている。

これらの調査研究及び検証にあたっては、個別のケースについて専門的な見地から詳細かつ迅速に検討することが必要であるため、児童虐待死亡事例等検証部会を設置し、審議を行う。

(2) 所掌事項

- ①児童虐待事例の事実関係を明確にし、問題点及び課題の抽出を行うこと。
- ②事例の問題点及び課題を踏まえ、実行可能性を勘案しつつ、再発防止のための提言をまとめ、区に報告すること。
- ③その他目的達成に必要な事項を審議すること。